

みよし市パブリックコメント手続要綱

平成14年12月1日

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画の促進を図り、もって公正で民主的な一層開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(パブリックコメント手続)

第2条 市の基本的な政策等の策定に当たり、あらかじめその案を公表し、市民及び政策に利害関係を有するもの（以下「市民等」という。）から意見を求め、市民等から提出された意見を考慮して意思決定を行う手続をパブリックコメント手続という。

(実施機関)

第3条 この要綱において実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(対象)

第4条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる条例に係る案の策定（改正及び廃止を含む。）

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を及ぼす条例

ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（税の賦課及び徴収に関するものを除く。）

(2) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画の策定又は改定

(3) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定

(4) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリックコメント手続を経ることなく、政策等の策定を行うことができる。

(1) 政策等の策定に当たって、意見聴取の手続が法令又は条例により定められている場合

(2) この要綱に定める手続に準じた手続を経て、附属機関又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）において策定した報告、答申等に基づき、実施機関が政策等の策定を行う場合

- (3) 政策等の策定に当たって、実施機関が特に緊急性を要すると認める場合
- (4) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (5) 政策等の策定に当たって、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
(政策等の案及び関連資料の公表)

第5条 実施機関は、前条第1項の各号に該当するときは、意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、市民等の理解に資するため、次に掲げる資料を公表しなければならない。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨及び目的
- (2) 附属機関等の審議に付した場合には、附属機関等から提出された報告、答申等の概要
- (3) その他市民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、市役所庁舎内のみよし情報プラザで閲覧に供すること及び市のホームページに掲載することにより行うものとする。

4 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、広報みよしによる広報その他の方法により市民等への周知を図らなければならない。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、市民等が政策等の案について意見を提出するために必要な期間を勘案して意見の提出期間を定め、当該政策等の案を公表する際に明示しなければならない。

- 2 意見の提出期間は、公表の日から起算して30日以上とする。
- 3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参によるものとする。
- 4 意見の提出先は、実施機関が指定する場所とする。
- 5 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名を明らかにしなければならない。

(市の考え方の公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見に対する考え方を取りまとめ、提出された意見と併せて公表しなければならない。

2 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(政策等の策定)

第8条 実施機関は、第6条の規定により提出された意見を考慮し、政策等を策定しなければならない。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、実施機関に対し、パブリックコメント手続の実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

2 この要綱は、施行日以後に実施機関が策定する政策等について適用する。ただし、この要綱の施行の際現に立案過程にある政策等で、既に町民等に意見を求める手続を経たものについては、この要綱は適用しない。